

令和4年6月7日
自由民主党
政務調査会

1 はじめに

本プロジェクトチームは、人権外交を推進する政策が国益に直結するとの考えの下、これまで日本政府に対して継続的に提言を行ってきた。過去の人権外交を総括しつつ包括的な提言を行った第一次提言、及び「ビジネスと人権」に焦点をあてた第二次提言のほか、直近のウクライナ情勢をめぐっては、避難民の庇護と基本的人権を保障するための支援強化を日本政府に対して働きかけてきたところである。今般、これまでの提言や働きかけを踏まえつつ、第三次提言として、避難民の受け入れ、ビジネスと人権、人権侵害を理由とした輸出管理、さらには人権外交推進の礎となる日本国民の人権概念の理解促進について、以下の提言を行うものである。

2 具体的提言

(1) 避難民受け入れ態勢の強化と中長期的な制度構築

ウクライナからの避難民が日々増加している状況を踏まえ、日本国内においても、自治体、民間企業、市民社会組織等、様々な団体が避難民支援を表明している。日本政府も、避難民支援に全面的にコミットするなど、歓迎すべき状況がある一方、避難民のニーズの吸い上げや支援表明した自治体・民間企業への情報発信、支援のマッチング等に関し、政府機関に個々のニーズに即した難しい対応を求められている。(実際に、避難民のみなさんからは、帰国がかなうまでの間、日本で働きたいとの話も聞かれている。)かかる状況を踏まえ、以下を提言する。

- ① (喫緊に対応すべき課題として) 避難民のニーズに沿った対応を行うべく、官民一体となった一元的窓口を早急に整備し、ウクライナ語しか話せない避難民に対する意思疎通のサポート及び避難民と支援団体のマッチング機能も含めて、対応を強化すべきである。特に、脆弱な立場に置かれがちな女性、子供等への配慮を行うべきである。
- ② ウクライナ以外の国家からも紛争等の迫害の惨禍を逃れざるを得ず、国際的な保護を必要として日本に逃れている人たちが存在することや、今回のウクライナと同様の事態が今後発生する可能性に留意し、よりよい受け入れ体制を構築していくべきである。今回のウクライナからの避難民受け入

れ体制は、一つのひな型となり得るが、政府機関のキャパシティの限界等の反省点を明確にしつつ、PDCA サイクルを回していく必要がある。また、平時より各国の人権状況を情報収集する「人権担当官」を在外公館に設置すること、さらには、難民条約により規定される難民に準じて保護すべき人々を救済する「補完的保護」の枠組みを含めた包括的な議論を行うべきである。

(2)「ビジネスと人権」に関する取組みの強化

本年2月に取りまとめた第二次提言においては、企業が人権デュー・ディリジェンスを実施するための実務で役に立つガイドライン策定を提言したが、現在、その作業が進んでいることを歓迎する。その一方、このガイドラインが日本企業の実務的ニーズに真に応え、グローバルな競争力に資するものとすべく、ガイドラインに以下の点を明記することを提案する。ガイドラインの整備に加えて、企業が公平な競争条件の下で積極的に人権尊重に取り組める環境を整備していく観点から、国際協調により各国の措置の予見可能性を高める取組みもしっかり進めていくべきである。

- ① 今回のガイドライン策定後、企業が真に必要としている内容に即した形を目指す観点から、随時必要な改訂を行うことを明記すべきである。
- ② 日本政府がこのガイドラインを作成する意義を明確にするため、日本政府として目指す経済社会・市場・ルールのビジョンを明記すべきである。このことは、日本企業に対して政府の姿勢を示すのみならず、G7 貿易大臣会合を含め、国際場裏において日本政府の立場を示しつつリーダーシップを発揮するために重要な点である。
- ③ 日本企業による従業員、取引先、消費者、NGO などとのエンゲージメントを促すなど、国際ビジネスにおいて相手国企業が日本企業と取引することの価値を高めることを意識したガイドライン策定を行うべきである。また、企業の実務上有益な視点として、紛争影響地域や高リスクセクターにおける人権デュー・ディリジェンスのあり方も記載することが重要である。

また、第二次提言にも記載したとおり、「ビジネスと人権」に関する取組みは企業に限るものではなく、経済主体の一つである政府自身が率先垂範して人権デュー・ディリジェンスを行う姿勢を示すため、公共調達や政府開発援助等、政府が経済主体となる活動において、事前に強制労働・児童労働等の人権侵害がないことを確認する仕組みを整備し、深刻な人権侵害のないことの確認が調達・援助等の要件、若しくは優遇措置のための要件とすることを検討していくべきである。

(3) 人権侵害を理由とした輸出管理

第二次提言で提案したように、貿易政策に関して、日本政府として何ができて何ができないのか真剣に検討することも、国内外に政府の姿勢を示すために重要である。この観点からは、日本の機微な技術等が外国における重大な人権侵害に用いられることのないよう、以下の点を念頭に置きつつ、国際的な仕組みが作られるよう有志国による議論を主導するとともに、その国内的な実施のための議論を進めるべきである。その検討に当たっては、現行法令に基づく貿易管理令等の改正にとどまらず、正面からの立法措置により、新たな仕組みを設ける可能性も排除されるべきでない。

- ① 予見可能性を高めるため、各国の間で、安全保障上機微な技術・品目であって、使用する者によっては深刻な人権侵害にも用いられうるものを管理対象として特定する。
- ② 各国との連携と措置の効果を高めるため、非公開情報を含めた各国間での情報共有を強化する一方、意思決定に関しては各国の自律的判断を確保する。特に、かかる輸出管理の取組みは国際協調の下で実施され初めて効果的になるものであり、昨年12月の民主主義のためのサミットに際して立ち上げられた輸出管理と人権イニシアティブをはじめ、国際的なルール作りに積極的に参画するとともに、結果としてわが国のみが不利益を被ることのないよう、対象となる技術等の範囲を特定するなど、その動向をよく踏まえた適切な制度設計を行う。
- ③ 適切な国内実施を確保するため、対象品目の特定や、懸念されるエンドユーザー情報の共有、特に慎重な扱いを有する個別事案の判断について、経済産業省をはじめ、NSSや外務省を含めた関係省庁が一体となって協議・対処する仕組みを設け、その検討を進める。

(4) 人権外交推進の礎となる国民の人権概念の理解促進

人権外交の推進のためには、人権概念とその重要性に関する国民の理解が不可欠であることは、第一次提言で示したとおりである。そのための国民世論形成に努める必要があり、具体的な施策として、以下を提言する。

- ① 諸外国における人権に関する国民の意識啓発の具体的施策を調査し、国際社会でテーマとなっている事案の紹介も含めて、国際基準に沿った形での人権概念の意思啓発キャンペーンを強化すべきである。その際、国民への幅広いリーチのため、各省庁・自治体のSNSやホームページ、ネット広告等を活用した積極的な広報活動を実施することが重要である。

- ② 上記①のキャンペーンにあたっては、第一次提言でも言及したとおり、「人権」という概念が、日本人が本来的に重視してきた「他者の尊重」や「おもいやり」といった内心の感覚と親和性がありつつも、実は次元が異なる権利であり、その制度的保障が重要であることを国民に広く認識してもらう広報を行うべきである。
- ③ 国際的な人権保障は、今や国際規範のレベルから、各国の具体的な法制度を求められるレベルにまで広がりつつあり、人権問題への意識・関与の欠如は、国際的プレゼンスの低下を招き、国益を損なうものである。難民や外国人労働者の健全な受け入れなどが、日本が国際社会で尊敬されるための重要な要素となることも含め、人権政策及び人権外交の推進が、わが国の国益に資するとの認識を国民と共有するためのストーリー設計を行い、積極的に対外発信すべきである。